

平成18年度 第4回新城市地域情報化計画策定委員会 会議録

- 1 日時 平成18年9月12日(火) 午後5時30分 ~ 午後7時45分
- 2 場所 新城市役所 体育館 第1会議室
- 3 出席者 (50音順(市役所職員を除く)・敬称略)
- | | | | |
|--------|-----------------|----------|----------|
| 委員長 | 佐野 真一郎 | | |
| 副委員長 | 小西 祥二 | | |
| 委員 | 大原 意和大 | 小笠原 清 | 佐野 泰三 |
| | 夏目 みゆき | 藤本 忍 | 古瀬 剛 |
| | 鈴木 久雄(市) | 黒田 厚志(市) | 池田 定利(市) |
| アドバイザー | (社)日本農村情報システム協会 | | |
| 事務局 | 矢野副部長(事務局長) | 夏目課長 | |
| | 榊原主査 | 安藤主任 | |
- 4 欠席者 委員 河合 敏弘 下江 洋行
- 5 傍聴者 8人
- 6 議題 (1) 郡上市視察研修の結果について
(2) 新城市地域情報化計画(案)について
 第4章 新城市における地域情報化の方針
 第5章 地域情報化の推進
(3) その他
- 7 配布資料 ・郡上ケーブルテレビ放送センター視察研修会
・新城市地域情報化計画(案) 第4章~第5章
・新城市地域情報(放送・通信)基盤整備の選択
・その他参考資料
- 8 会議の経過
- 事務局長 定刻になりましたので、ただ今から第4回新城市地域情報化計画策定委員会を開催させていただきます。開会に当たりまして、佐野委員長からごあいさつをお願いいたします。
- 委員長 こんにちは。第4回新城市地域情報化計画策定委員会に、お足元の悪い中お集まりいただきましてありがとうございます。前回から今回へかけましては、郡上市の視察研修もありましたので、そのことを踏まえながら協議に入りたいと思います。その前に、二点だけご了承いただきたいと思います。一点目は、今回の議事録認定者と

して、小笠原委員と佐野委員にお願いしたいと思います。二点目は、今回もアドバイザーとして、日本農村情報システム協会の方に出席をお願いしております。それでは、議題の1番目、郡上市の視察研修の結果について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、8月25日に行ってまいりました、郡上市の視察研修の内容について、ご報告いたします。「郡上ケーブルテレビ放送センター視察研修会」という資料をご覧くださいと思います。

まず初めに、郡上市の概要でございます。郡上市につきましては、平成16年3月に7町村が合併し新市として発足しております。市の人口、世帯、面積等については、18年4月1日現在で、48,853人の14,851世帯ということで、ほぼ新城市と同規模ですが、面積につきましては新城の倍の1,030km²、そのうちの9割が森林とのことございました。また、南北の延長は約70km、標高は100~1,000mということで、非常に高低差のある地域でございます。次に、財政状況につきましては、合併後3年目の予算となります平成18年度の予算額が約293億ございました。標準財政規模が170~175億とのことで、現在財政健全化への取り組みを行っている最中とのことございました。また、財政力指数につきましては、新城市よりも若干低い0.35程度でございます。ケーブルテレビ事業につきましては、合併前から事業構想があり、合併協議の中で議論してきたわけではなく、合併協議と同時に郡上広域連合が主体となって事業を進めてきたということで、要は合併までに整備するという約束であったので、特に大きな問題は無く、比較的スムーズに事業が進められてきたようございました。

次に、2の「CATV施設の概要」でございます。郡上市には、視察をしてきました公設公営の「郡上ケーブルテレビ」と、八幡地域内をエリアとして、第三セクターで運営しております「インフォメーションネットワーク郡上」という、二つのケーブルテレビがございまして、郡上ケーブルテレビにつきましては、八幡地域の民間エリアを除く約9,800世帯を対象とし、加入率は97%という状況でございました。一方、三セクの方につきましては、もともと旧八幡町にはケーブルテレビ会社がありまして、そこへ市がわずかに出資をして三セクとしたとのことございます。こちらは、約5,000世帯を対象としておりまして、加入率は43%と低いわけですが、八幡地域にはサテライトが設置されている関係で、中心市街地については比較的テレビの受信状況がよいためということございました。施設の概要につきましては、それぞれ記載してあるとおりで、三セクのエリアには音声告知サービスはありませんので、そのエリアについては防災行政無線の戸別受信機で対応しているということございました。

次に、3の「情報基盤整備の概要」でございます。平成13年度に着手しまして、17年度までの5ヵ年で実施し、総額約57億円という事業でございます。当時から合併の動きがあったということで、まずは農水省の事業を活用し、広域の公共施設間のネットワークを構築するところから着手し、合併までにケーブルテレビ網を整備するという計画でございました。農水省の事業でもケーブルテレビの整備までできるわけですが、非常に長期にわたり合併に間に合わないということで、ケーブルテレビの整備は、別に総務省の補助事業により実施しまして、合併に間に合わせたという状況で

ございました。この公共ネットワークとケーブルテレビ網の整備で42億円ほどになりますが、農水省の事業については県営事業で、7割が国県費、総務省についても1/3ほどは満額補助金を確保されておりまして、資金的には恵まれていたように思います。その他、合併前でしたので、合併推進債事業により音声告知端末の整備や、それを接続する宅内工事等を実施しております。

次に、右側へいきまして、4の「CATVネットワークの概要」でございます。ケーブルテレビ網の構築手法としましては、幹線が光ケーブル、支線が同軸ケーブルという「HFC方式」でございます。資料9ページの「CATVネットワークの概要その1」に図がありますが、視察をしてきました八幡庁舎にセンター設備、及びスタジオ設備を設置しまして、旧町村単位にサブセンターを設置しております。それで、八幡庁舎を基点として、6箇所の各庁舎へ幹線網として光ケーブルを敷設し、サブセンターからノードという装置を経由して、各家庭へ同軸ケーブルが引かれているという整備状況でございます。先程言いました音声告知端末の宅内工事、これが通信用の宅内工事になりまして、これによりインターネットやIP電話の利用ができるわけですが、市の負担で実施した工事としましては、各家庭の軒下までのケーブルの敷設と、通信用の宅内工事ということになりまして、テレビ用の宅内工事につきましては加入者負担ということになっております。また、事故があった時の対策としまして、旧町村ごとにサブ受信点を設置しております。これは、センターからサブセンターまでの間の幹線が万が一切断したとしても、テレビだけは見るができるというような対策をとっております。資料は戻っていただきまして、IP電話サービスにつきましては、郡上市内のみの有線電話というものでございます。料金徴収につきましては、開局は平成16年4月でしたけれど、合併前の申し合わせにより、音声告知端末の設置が完了した16年12月から料金徴収を開始したという状況でございました。また、加入率がほぼ100%と、非常に高いわけですが、これは合併前に加入促進期間を設けまして、その間に加入申込をした場合は加入金を免除としたためとのこととございました。ただし、その加入金が本来は資本となるべきものですが、その資本がなかったために当初の運営が苦しくなった、というお話をされておりました。

最後に、5の「その他」ということで、質疑応答に関する部分ですが、事前に郡上市へ依頼しました質問に対する回答につきましては、次ページ以降にあります。ここに記載してありますのは、現地での質疑応答の内容でございます。まず、事業実施にあたって議会の反応はどうだったかということで、情報基盤ありきで合併があったということで、特に議会等の反発はなかったということとございました。ただ、やはり比較的テレビの受信状況が良い八幡地域の一部からは、若干の反対意見はあったようでございます。次に、運営費に係る一般会計からの繰入金につきましては、現在、起債の償還がピークを迎えているということでしたが、現状で、通常のランニングコストに係る部分が7千万ぐらい、起債の償還に係る部分が、2億ぐらい、ただこれには行政系のネットワークに係る部分も含まれておりますので、ケーブル事業だけでは1億5千万ぐらいということとございました。次に、共聴のままでいいという組合をどう説得したかということで、やはり共聴組合の運営費よりもケーブルテレビに加入すれば毎月の負担が増えますので、その辺りの理解を得るのに苦労したとのこ

とですが、とにかくケーブルテレビに加入することで、音声告知やIP電話のサービスを受けることができるという説明で理解を得たということでした。では、音声告知サービスを受けられると説明をしてきたということであれば防災行政無線の戸別受信機は設置されていなかったのかということ、そうではなく設置されておりました。一部なかった地域もあったようですが、老朽化もしており更新時期がきていたということで、音声告知サービスは、防災行政無線に変わるもの、従来設備の更新ということで説明されてきたとのことでした。また、質問票の12番になりますが、屋外は防災行政無線、屋内はケーブルテレビの音声告知サービスという整理をされているということでした。次に、施設の故障は年間どれくらいあるかにつきましては、それはほとんどないとのことでした。ただ、故障ではないけれども、年間、費用的に多くかかるのは、電柱の支障移転費とのお話でした。NTTによりますと、電柱は1年間で50～60本に1本は動くという話をされているということで、郡上市の場合は、18,000本ほどの電柱を使っておりまして、そのうちの360本分を、1本10万として、3,600万円を予算計上しているとのことでした。また、伝送路の事故につきましては、質問票の13番になりますが、災害での事故というのは、台風で一度幹線が切断しただけで、それ以外は倒木があっても切れたことはないとのことでしたが、たまにありますのが、ダンプが上げたまま通って引きちぎってしまうとか、リスなどの野生動物がかじってしまうという事故が、これまでに数件あったとのことでした。最後に、郡上市は、ケーブルテレビ網の整備を、新城の倍の面積を単年で実施しておりますが、やはりこれは旧町村単位に7工区に分けて工事を実施しておりました。工期としては、7月～1月としましたが、中電やNTTから電柱共架の許可が出るまでは工事ができないということで、実際には2ヶ月程度の工事期間だったとのことでした。以上が、現地での質疑応答の内容でございます。その他、質問票の内容につきましては、それぞれ事前にご覧いただいているかと思いますが、若干申し上げますと、共聴組合に関することが14番でございます。郡上市の場合は共聴世帯が全体の7割ということで、この辺は新城市と状況は違いますが、そのほとんどがケーブルテレビに加入したとのことでございます。ケーブルテレビに加入をしますと、当然従前の施設の撤去という問題が発生します。NHK共聴の場合は、幹線をNHKが、支線を地元がという切り分けになりますが、自主共聴の場合は全て地元、また、共聴組合でなくても、ケーブルテレビに加入すれば、自宅のアンテナの撤去費というものが発生します。その額は、世帯によって大小ありますけれども、郡上市の場合は、当初、加入金免除という期間を設けておりますが、それには、免除する代わりにそれぞれでアンテナの撤去をしてくださいという意味合いも含まれていたというお話でした。それから、最後、17番の携帯電話の件ですが、資料5ページの「郡上市携帯電話基地局設置事例」という図をご覧ください。既設の基地局と、新たにドコモが設置する鉄塔までの間の伝送路を、市が開放したというものでございます。この図でいきますと、電柱と電柱の間のケーブルは、既に郡上市が補助事業で敷設しておりますので、残りの既設ケーブルから新設する鉄塔までの間と、既設基地局から既設ケーブルまでの間の引込線をどうするかということで、郡上市の場合は、その不足部分を市が施工し、その費用は伝送路の使用料としてドコモ

から一括徴収したということでございます。それと、既設ケーブルの使用料につきましては、補助事業で敷設されているため、10年間は徴収せず、その後は徴収する予定とのことでございます。以上のようなことで、これは古い事例ですので、現在はこういった手法はないかと思いますが、実質的には市の費用負担はなく、携帯電話の不感地帯の解消ができたという事例でございます。私からの説明は以上で、続きまして、18年度の郡上市の予算について、事務局長からご説明申し上げます。

事務局長

それでは、資料の6ページをご覧くださいと思います。平成18年度のケーブルテレビ事業特別会計の予算書ということで、当日資料が配られなかったものですから、後日取り寄せましたので、概略を説明させていただきます。

予算規模としましては、約7億2,800万円という歳入歳出の状況であります。内訳を見ますと、施設整備に係る公債費が2億2,600万円弱入っているということと、歳出で使用料1億3,800万円、これはNHK受信料の団体一括の関係で、歳入にもこの額が入っていますので、この公債費とNHKの受信料を除くと、全体の運営経費としましては約3億6,400万円の規模でケーブルテレビを運営している状況になります。歳入を見ますと、使用料として数字が挙がっているわけですが、先程の説明にありましたように、加入率が約97%と高いものの、政策的な理由から今見ているようなテレビと同じようなチャンネルの基本チャンネルを1,050円と非常に低く設定されていることもあり、一般会計から6,700万円弱の繰り入れがあって成り立っている構成になっております。また、同じ繰り入れの欄にありますように、施設整備に係る償還費については、使用料で賄うのではなく、一般会計からの繰り入れで対応しています。ただ、償還費は必ず利用料金で賄うべきかという議論につきましては、ケーブルテレビ以外に地域公共ネットワークについてもこの特別会計でやっており、本来それは利用料金に転嫁するものではなくて、税で賄うべきものも含まれておりますので、一般会計からの繰り入れが即問題あるというものではないということだけ、要は全て赤字補填ではないということをご理解いただきたいと思います。

次に、歳出ですが、大きなウエイトを占めるものとしては、ケーブルテレビの運営費、インターネットの運営費、それぞれについて業務委託料、管理委託料を合わせますと1億4,500万円くらい掛かっております。これについて実情をお聞きますと、市の職員において専門的な技術者が配置されているわけではなく、機器の故障を始めとし、様々なトラブルへの対応を考えて、技術者の常駐や機器保守管理等を外部委託しているため、それが負担となっている状況でありました。また、人件費が2,700万円くらい計上されており、実際事務局職員は管理職も含めて5人と聞いておりますが、他の事例なり実際やっている事務量と比較しまして、人数が少ないというお話も聞いております。市が直接経営に関わるということは、人件費、あるいは機器管理・保守等の面からも難しいという観は感じられました。以上、予算関係を追加で説明させていただきました。

委員長

郡上市の視察研修の結果について説明がありましたが、ご質問等ございますか。

また後で何かありましたらご質問いただくとして、2番目の新城市地域情報化計画(案)の第4章、第5章について、事務局から説明をお願いします。

事務局長

第4章、新城市における地域情報化の方針ということで、お手元の資料としましては

第4章の文案をご覧いただきたいと思います。前回、第4章の計画案についてお配りし概略を説明させていただいております。前回と比較しまして、新市まちづくり計画に関する前段部分が追加されておりますので、その点について説明させていただきます。最初に、地域情報化の意義ということで、第1回の策定委員会において説明しました地域情報化の意義が記載されております。次に、情報化のあり方について、行政からの側面と住民からの側面、両面からの情報化についてのあり方をまとめてございます。具体的には、22ページの下にあります行政の情報化について言えば、単に行政業務の高度化・効率化を図るという視点だけでなく、その先にはあくまで住民サービスの向上、あるいは地域の活性化につながるものとの認識にたっております。また、住民の視点にあっては、単に利便性の向上だけに留まることなく、情報の共有によってフラットなパートナーシップの形成、あるいは自立社会の形成に貢献するものと考えられるということが記載されております。このような視点からの情報化のあり方を踏まえ、新城市における新市まちづくり計画における地域情報化の部分を担うこの計画の基本理念としましては、これも第1回の委員会でご説明しましたように、情報の共有による「～人と自然が織りなす～笑顔・活力創造都市」の実現と定めることとしております。特にご注意くださいのが、25ページの中段にございます情報化の推進のための目標という部分でございます。これらの項目につきましては、この地域の情報化を検討する上で、共通の認識が必要な項目ではないかと考えられますし、この計画の根底に流れる基本的な考え方ではないかと考えております。4つの項目を言いますと、都市部との情報格差あるいは市域内の情報格差の是正、それから全ての住民が等しくIT化の利便を享受できる情報化(ユニバーサルサービス)、次に、高齢者、障害のある人にやさしい情報化(バリアフリーサービス)、最後に、行政運営の効率化・高度化をめざす電子自治体の構築という4つの目標が記載されております。具体的に、第一点の情報格差の是正に関してであります。この地域の情報化を考える上で、地上デジタル放送の受信問題を始めとして、様々な課題が指摘されておりますが、やはり、個々の課題への対応という視点ではなくて、それらを含めてこの地域における情報格差の是正という基本的な目標があるのではないかと思います。当然、新城が抱えている地理的な制約なり市場原理等により生じる情報格差につきましては、その解消は行政の責務というような基本的な認識にたつということになるかと思います。次に、情報格差の是正に当たって、全ての住民がその利便性が享受できるという配慮が必要でありますし、また、高齢社会にも対応すべく、高齢者にやさしい情報化の視点ということで、例えばテレビを考えた場合に、これはやはり高齢者にとっても非常に扱いやすい情報機器ということが言えるかと思います。従って、これらを活用しての情報伝達の有効性というのは、インターネット経由と比較しても明らかに有効であるという気がしますし、やはりこれらも情報化推進の一端をなすと考えられます。テレビの難視聴問題という側面だけに捉われず、やはり情報化の推進という意味でテレビの問題も情報化の中で考えていくべきではないかと思います。最後の電子自治体の構築という項目でありますけれども、国のe Japan計画等に基づき総務省において推進中の地域公共ネットワークの整備促進につきましては、当然国の地域情報化戦略の中に位置づけをされております。それらを踏

まえて、行政事務の高度化・効率化に止まらず、地域住民の満足度の向上、地域の活性化につながる電子自治体の構築について積極的に推進を図るべきではないかと考えられます。これらの目標を、基本の認識にたつてということは、どう情報化を位置づけるかということで、重要なことではないかなと考えております。以上のような目標、基本的な認識のもと、新市まちづくり計画の7つの基本方針がございます。これらの基本方針を基軸としまして、それぞれの情報化あるいは想定されるシステムが26ページ以降に記載されておりますので、その詳細について から説明させていただきます。

事務局

引き続き説明させていただきます。4.3情報化の推進方向としましては、前回の会議で住民サービス、地域の活性化、行政の効率化を図る手段として、アプリケーションの方面から情報基盤を考える項目になります。読ませていただきますと、地域情報化計画の基本理念である『情報の共有による「～人と自然が織りなす～笑顔・活力創造都市」の実現』の具体的な推進方向として、新市まちづくり計画(新市建設計画)の7つの基本方針を基軸として幅広い視点から検討することいたしました。この新市まちづくり計画につきましては、皆さんご存知のとおり、合併にあたっての約束事、指針となるものです。その7つ基本方針とは、自然環境の保全と共生のまちづくり、活力あふれる産業振興のまちづくり、潤いと快適の住環境をめざすまちづくり、健康と安全・安心のまちづくり、個性を磨く教育・文化のまちづくり、住民参加と協働のまちづくり、健全な行財政運営をめざすまちづくり、ということで、7つの基本的な方針をどのような情報システムによって実現していくかを考えていくことが情報化の推進方向となります。まず始めに、自然環境の保全と共生のまちづくりにつきましては環境の情報化ということで、豊かな自然環境や歴史、風土を保全し、後世に伝える情報化であること、二点目は、活力ある産業振興のまちづくりとして、産業活動の情報化、技術革新に伴う高度情報化であること、次に、潤いと快適の住環境をめざすまちづくり、これにつきましては、地域コミュニティの情報化、地域活動を推進する情報化であること、次に、健康と安全・安心のまちづくりとして、医療・福祉と防災の情報化、地域医療を充実させ災害時に早急な対応ができる情報化であること、次に、個性を磨く教育・文化のまちづくりとしまして、学校教育・生涯学習の情報化、地域と学校が連携できる情報化であること、次に、住民参加と協働のまちづくりにつきましては、市民交流の情報化として、住民による行政への参加と郷土愛が育つ情報化であること、健全な行財政運営をめざすまちづくりにつきましては、行政の情報化としまして、情報公開が充実する情報化であること、それぞれ7つの方針につきましては、ここに記載させていただきました。次に、このような7つの目標を実現する施策として、環境の情報化をどのようにしていこうとすると、地球規模での環境問題を視野に入れ、市民の貴重な財産である自然との共生、環境の保全や循環型社会の構築に努めるとともに、安全で住みよい生活環境を創出するための情報システムの構築を目指すという方針です。主な施策として、環境を大切にする循環型のまちづくりに対応するシステムとしては、粗大ゴミ個別収集受付システムですとか不法投棄多発地点監視システム、環境管理システムがございます。快適な生活環境の充実につきましては、環境学習支援システム、市民環境活動サポートシステム、

環境総合データベースシステム、環境情報提供システム等が考えられます。このシステムにつきましては、庁内各課を対象に行ったアンケート調査などを基に記載してございます。活力あふれる産業振興のまちづくりとしましては、産業活動の情報化ということで、主な施策として観光の振興、農林業の振興、工業の振興、商業の振興という4つの区分に分けて、その中には、観光・物産情報発信システム、農業情報システム、グリーンツーリズム支援システム等があります。次に、潤いと快適の住環境をめざすまちづくりとしましては、地域コミュニティの情報化ということで、主な施策として、地域情報通信基盤の構築に対応するシステムとして高度情報通信ネットワークシステム、個性的な都市空間の形成では、都市整備システム、まちづくり支援システム、交通体系の確立では、道路交通情報システムなどが考えられます。次に、健康と安全・安心のまちづくりとしまして、医療・福祉と防災の情報化を実現するためのシステムとしましては、生涯にわたる健康づくりの推進としまして、健康・医療情報システム、健康づくり支援システム、遠隔医療システム、在宅ケア支援システムなどが考えられます。次に、生きる喜びにあふれた長寿社会の創造、ともに生きる地域社会の創造につきましては、福祉情報システムが考えられます。次に、市民の手によるまちづくりの推進につきましては、福祉ボランティア情報システム、安心安全で生活できる環境づくりについては、防犯・防災システム、災害情報システム(ハザードマップ)、消防支援情報システム、避難所情報システム、防災行政デジタル支援システム、危険物災害情報支援システム等々が考えられます。次に、個性を磨く教育・文化のまちづくりとしましては、学校教育・生涯学習の情報化としまして、次世代を担う人材育成、生涯学習支援や文化情報システムの整備ということで、主な施策としては、21世紀を担う子どもの育成、これに対応するシステムとして学校教育支援情報システム、生涯学習社会の形成ということで、生涯学習支援情報システム、地域に根ざした個性ある文化の創造として、文化情報支援システム、図書館高度情報システム、デジタルミュージアムシステムがございます。次に、住民参加と協働のまちづくりにつきましては、市民交流の情報化として、行政に住民が参加しやすいネットワークづくりということで、主な施策として、開かれた市制の推進を支える情報化、これに対応するシステムとして、住民総合窓口サービスシステム、電子公共施設予約・抽選システム、電子情報公開システム等々、いくつかのシステムが考えられます。次に、健全な行財政運営をめざすまちづくりにつきましては、主に行政の情報化ですが、それには行財政運営の効率化、また情報公開が的確に推進されるシステム整備を目標として、効率的な行財政運営の推進として、行政事務総合システム(文書管理システム)、個人認証基盤、電子決済基盤、ICカード高度活用、統合型地図情報システム(GIS)等、ここに記載されているいくつかのシステムが考えられます。このような7つの基本方針を実現するためには、このような対応するシステムがあるということをお述べさせていただきました。4.5のまとめとしまして、新市まちづくり計画における7つの基本方針を基軸にした情報化施策につきましては、地域公共ネットワークとWebシステムをツールとすることで、防災・医療・教育など様々な公共分野のICTサービスを住民等に提供することが可能となっています。ICTにつきましては、今までIT(インフォメーションテクノロジー)と言っておりましたけれど、最近ではICT(インターネッ

トコミュニケーションテクノロジー)と言われるようになり、より人間に近いサービスという概念かと思えます。こうした施策の実現は、長期的な視点に立ち、住民ニーズなど必要に応じ、段階的に整備されることが望ましい。また、その前提として情報基盤整備は不可欠であり、全ての住民が等しくIT化の利便を享受できる情報化(ユニバーサルサービス)と、高齢者、障害のある人にやさしい情報化(バリアフリーサービス)の視点に加え、住民ニーズに応えられるシステムであること、多種多様なサービスが提供可能であり、かつ将来拡張性が持てるシステムであること、機器の将来提供面、コスト面等を含みメンテナンスが容易なシステムであること、情報基盤として信頼性が確保できるシステムであること、などの視点から情報基盤を考えていくことが望ましいということになります。特に真ん中辺に書いてあります、情報基盤は全ての住民が等しくIT化の利便を享受できる情報化(ユニバーサルサービス)と、高齢者、障害のある人にやさしい情報化(バリアフリーサービス)、この大きな2本の柱で情報基盤を構築すべきだということでまとめさせていただきました。4章については以上です。

委員長 第4章の説明がございましたが、ここまでで何かご質問等ありましたらお願いします。

委員長 よろしいですか。それでは、第5章の説明のあと、まとめてご質問いただきたいと思います。

事務局長 それでは、第5章ということになりますが、先程第4章につきましては、新まちづくり計画を基軸とするというような様々なシステムを記載させていただきました。ただ、実際に今回情報化を推進するにあたりまして、どのようなシステムがいいかということ、やはり次の5.1でございます情報通信基盤をどうするのかによって、そこに乗ってくるシステムも絞られるということもございますので、ここでは、情報通信基盤整備の手法について説明させていただきます。前回にも、各整備手法のメリット、デメリット等を表にし比較させていただいております。前回、ケーブルテレビにつきまして、建設コストの説明をさせていただいたわけですが、今回は運営コストについて説明させていただきます。資料は、地域情報基盤整備の選択の25ページをご覧ください。ケーブルテレビの建設コストには29億を超えるような金額で、比較をしましても非常に大きな違いがあるという説明をさせていただいております。ただ、次の24ページでございますように、資金繰りにつきましては、国庫補助、あるいは合併特例債、その交付税措置等も前提とした資金計画も成り立つという気がしております。ただ、毎年の運営経費というのはどういうものかというのを今回25ページに示させていただいております。これはあくまで概算ということでご理解いただきたいのですが、年間の運営経費、あるいは施設維持経費を合わせまして、2億5,000万円から3億円程度と試算しております。その内容としましては、運営経費としましては人件費や番組制作費、購入費というものが含まれますし、施設維持経費としましては、機器保守費、あるいは先程支障移転費というお話をしましたが、道路拡幅等に伴う支障対策費などが含まれております。これらの経費につきましては、図にありますように利用料金により賄われるべきものであります。ただ、利用料金及び一般財源というようなことで、先程郡上市の際に説明したことと同様ですが、本来税金で賄うべき行政ネットワーク

も含まれているということもありまして、一般財源の充当もなされるということとなります。下の段につきましては、前回は説明しましたけれども、建設費用29億のうち20億を借り入れて、それを10年償還した場合どうだということで、確かこれは利率2.5%で算定したかと思えますけれども、毎年2億7,700万円ぐらいの償還費用がかかる、ただ、70%、具体的には1億9,000万円余の金額につきましては、交付税措置ということで交付税に上乘せられ、実際一般財源として充当すべきものについては、8,300万円という償還計画になるかと思えます。また、運営費に戻りますが、ここに利用料金を充当すると書いてありますけれども、利用料金収入というのはどの程度かということが疑問になるかと思えます。1枚めくっていただきまして、これもあくまで試算として捉えていただきたいと思えます。単価や加入率は、あくまで仮定という位置づけで、試算としましては、基本的なテレビサービス、それから多チャンネル、それからインターネットということで、大まかに区分してございます。料金設定につきましては、近隣事業者の額を参考にしまして1,575円とし、加入率につきましては、50%という数字がございしますが、備考にございますように県内のケーブルテレビの世帯普及率が47.4%というようなこともございまして、例えば半分の人が加入するということの設定しております。それから、多チャンネルにつきましては、仮に5%、インターネットにつきましては、金額につきましては、やはり近隣事業者の額を参考にし、加入率につきましては、ケーブルテレビと同様県内の世帯普及率が11%ということもございしますので、仮に10%としました。そうしますと、概ね年間2億4,500万円弱というような収入の見込みになります。先程、運営費が2億5,000万円から3億円というお話をしましたが、備考欄の一番下にございしますが、例えば多チャンネル、インターネットは据え置きにし、基本チャンネルの加入率を上げた場合どこまでということになりますと、68.1%ということで、これでやっと3億に到達するというような試算ができるという状況でございます。この内容につきまして、どう捉えるかは非常に難しく、全く採算がとれないという意味ではないけれども、郡上市の予算で説明しましたが、人件費の問題、あるいは施設維持経費は非常に流動的であり、判断に迷う部分ではないかという気がしております。今回、新たにご説明させていただきたいのが、資料の62ページをご覧ください。ケーブルテレビ事業者の提案という項目でございします。現時点では、非公式ではありますが、新城市においてケーブルテレビ事業をやりたいという提案が、二つの事業者から内々であります。ただ、ここに記載してございますように、公設を前提に、要は市が施設整備を行うということを経営を前提として、経営をしたいというような提案の内容になっております。この策定委員会でどの事業者がいいという議論をする場ではありませんが、やはり情報基盤整備の手法として有力であるケーブルテレビについて、一方で建設コストなり運営コストの問題が指摘されている中、このことを念頭に置くということは非常に有益ではないかと考えております。特に下の欄にございしますけれども、経営手法は当然のこととしまして、シーテックは本社が名古屋市ですけれども放送エリアは豊川・宝飯、それからミクスネットワークにつきましては、本社は岡崎で第三セクター、放送エリアも岡崎市ということで、両事業者とも新城市に隣接しているという状況であります。隣接しているというのは非常にポイントかと思えますが、両事業者とも新たにここで

事業を立ち上げるということではなくて、放送エリアの拡大というところがポイントとなります。要は、人件費を含め、あるいは施設的に既存の施設を活用して効率的な経営が期待できるということもあって事業者からの提案があったのかなという理解しております。次のページになりますと、先程の運用コストに関する資料に類似したのですが、基本的な枠組みとしては、市が施設を整備し、その施設を民間が借り上げる、そして事業を展開する。施設は、所有者である市が管理するという枠組みになるかと思えます。従って、民間におきましては民間のノウハウを活用した効率的な経営ということを踏まえまして、その経費については利用料金収入で賄うと、また市においては施設を民間に貸し付けるということの施設利用収入によりまして、施設の維持経費なり償還費用の一部を賄うというように考えられます。ただ、民営が何でもよいかということでございますけれども、資料を2ページ戻っていただきますと、事業(運営)主体の検討にありますように、一番下のサービスの内容に記載されているような、行政が主体であるとサービス内容が硬直的であるものの柔軟な対応が可能な部分もありますし、民営になりますと利益を上げるという部分もありますので、十分なサービスが提供しにくいのではないかなというような指摘があると同時に、利用料金の設定を考えますと、やはり民営の場合、原則事業者が決めるというようなこともございます。また、資料63ページに戻っていただきますけれども、この中で市が施設を貸すことによって施設利用収入が入るわけですが、これはなかなか過去に事例がないということもございます。それから、当事者の協議、これはいろいろな要素が加わって契約という格好になるわけですが、システム協会とも相談はしておりますが、一概に試算というものは現時点では難しいということでお示しております。このような光ファイバーを開放する目的の契約というのがIRU契約ということで、その標準手続等も示されておりますので、もし実際に協議ということになれば、その趣旨を踏まえて検討される、どこまでを市が持ち民間が持つかというような負担割合の問題もありますので、その中で検討されるということになるかと思えます。いずれにしても、公設公営の手法だけではなく、採算性の問題から民間事業者の参入がなかなか期待できないという地域において、そのような提案があるということなどは検討に値すべきものと考えております。以上で、情報基盤整備についての追加資料の説明を終わります。

なお、前回、情報基盤整備に関しまして、委員と委員から質問がございました点について簡単に説明させていただきます。

委員からは、過去新城において有線放送廃止の際におけるケーブルテレビ導入の検討と今回の検討との整合性についてご質問がありました。委員ご指摘のとおり、平成15年9月議会におきまして、有線放送電話の廃止の議論の際に、議員の質問において、昭和62年の議会での発言を根拠に、旧新城市内の整備について10億円事業の規模との説明がありました。委員からは30億というお話がございましたが、確認しましたら10億ということでした。結果として、事業化には至らなかったというのが事実として残っております。ただ、その当時と異なる環境の違いということになりますと、やはりブロードバンドの急速な普及による情報化の進展、あるいは地デジの問題、また合併を契機に旧新城、鳳来、作手との地域内の情報格

差の問題に加えまして、先程も言いましたように、CATV事業について公設という条件はあるものの、民間事業者からの提案があるということも含めまして、やはり当時と相当状況が異なっているということで、新たな検討がなされるという認識を持っております。

それから、委員からは、現在整備中の防災行政無線事業とケーブルテレビ事業との整合性の検討についてご指摘があったわけですが、まず防災行政無線につきましても、災害時における情報伝達が最も重視されるべき事項と理解しております。その要件としましては、無線であるということ、それから全戸加入が重要な要件と考えられます。また、委員からご指摘もございましたように、ケーブルテレビは、テレビ、それからインターネットの他、防災行政無線の戸別受信機と同様に各戸に対する告知放送というのは実際可能です。郡上でもやっております。ただ、ケーブルテレビというのは有線であるということで、地震災害時における信頼性や全戸加入を必ずしも前提としていないということを考慮した場合に、防災行政無線の役割をケーブルテレビに担わせることは、課題が残るものと考えられます。従いまして、音声による地域内放送の役割というのは、やはり防災行政無線が担うことが適当であり、ただし、防災行政無線の伝達できる情報量というのは、音声の主ということもありまして限度がありますので、その補完措置としてケーブルテレビにおきまして、例えば自主放送チャンネルというようなもので詳細な情報を流すことが重要な役割を果たすのではないかと考えております。現時点では、2つの事業を合わせて1つの事業とするのではなくて、やはり2つを相互に活用するのが適当ではないかと考えております。この件につきましても、専門的な見地からシステム協会さんからのご説明もお願いしておりますので、お聞きいただきたいと思っております。

システム協会

お世話になります。システム協会でございます。基本的には、国や県といった行政においては、防災計画が作られておりまして、その中では無線で作られております。無線で国、県、市町村と連携するというシステムを作っておられます。また、無線になりますと、拡張性のあるシステムとなっておりますので、国や県は無線で防災系を対応しているという状況です。また、有線にした場合の問題ですけれども、例えば地震が起きまして、ケーブルが断線して防災情報が伝わらなかったなどということは、絶対に避けなければならないことです。また、音声で伝える情報、例えば避難情報、何々地区の方逃げてください、避難所へ逃げてくださいという少ない情報で周知ができるということが防災行政無線のメリットでございますから、そういうところを勘案していただければと考えます。以上です。

委員長

今、事務局から全ての説明が終わりました。4章、5章に関してだけでなく、郡上市の視察研修を踏まえた上で、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

委員長

それでは、まずコンセンサスという意味で、情報基盤の整備ということで、過去に放送と通信は分けるべきだという意見も出たかと思っております。その際に、私は放送と通信は別途に考えるべきではないと申し上げました。情報基盤というのは、同じ市民である以上、新城市のどこに住もうが同じ情報を享受できるということが基本かと思っておりますので、情報基盤の整備という点では、放送と通信は融合で考えるべきであると考えたわけですが、皆様のご意見はいかがでしょうか。

委員 前回、それは出ましたね。理想から言えばそれでいいけれど、情報基盤の融合と言っても、ケーブルテレビを通すだけと思いましたが、ただ、公設公営で一度にやるならそれも可能ですが、民営でやりますと料金の問題もあって、共聴施設の改修とケーブルテレビを一緒にやったほうがいいのかなと考えました。また、共聴施設の改修には期限があって、ケーブルテレビには期限はないものですから、今回の試算ですと、とんとんということではあるとは思いますが、今まで試算がなかったものですから、段階的に進めていくとか、別々にやるとか、あと共聴施設の改修に関してはNHKとの絡みもありますので、お金を掛けなくて済むとかいろいろありましたので、私としては切り離して考えたほうがいいかと思えます。

委員長 その他、ご意見ありますでしょうか。共聴組合の方はいかがでしょうか。

委員 漠然としたところがありますが、資料の30ページの説明をお願いしようと思いましたが、私ども旧鳳来の川合地区では、約180軒が共聴組合に加入していますが、ケーブルテレビに加入する場合にどうなっていくかという不安がある。ですから、通信とかテレビ受信ということよりも、費用の面が問題であると思えます。先程のお話ですと、旧施設を撤去するお金も掛かると言われましたね。新しくケーブルテレビの施設を導入するにもお金が掛かるとなると、やはりどうしても個人負担がどの程度になるのか、組合負担がどの程度になるのか、それから、その期間がどの程度要するのか、というような具体的な議論になってくるわけです。第4章、第5章で情報基盤という話をしても、そのような話には乗ってきません。具体的な話を交えながらやっていかないと、今後、いろいろな問題が提示されてくると思えます。そういうことから、30ページに「テレビ共同受信施設の地上デジタル放送対応化」というところがあったものですから、これをちょっと見ましたら、これをもう少し咀嚼して理解して地元で説明しようかという気がしました。いろいろ技術的な面や情報基盤だとか専門的な話よりも、具体的な自分たちに立ち入ってくるような話でないと、地区の常会等で話をしても興味を示してくれない。この頃、テレビで地デジに変わるといことが盛んに言われるようになりましたので、不安な気持ちが持ち上がってきているのは事実です。そういう人たちに対して、いただいた資料で専門用語を交えて、プロバイダ料金がどうのこうのと言っても分かりません。地デジに変わる過程はどうなのか、というようなことを伝えてやりたいと思えます。私どもは、こういう資料を頭に入れながら、地デジはこう変わっていく、市の対応は情報基盤の整備ということで努力しておられるし、NHKにしても国にしても対応を進めておられると言っても、一般の人たちは理解していない。今度、消防センターが市にできるそうなので、そのようなこともあるし、携帯電話はほとんどの人が持ってみえるし、インターネットも盛んにやっておられるけど、要は地デジに移行していくことについて具体的に理解させないといけないと思えます。

委員長 その辺り、事務局から何か回答できますか。個人負担がどれくらいになるのか、あるいは組合負担はどれくらいなのか。

事務局長 おっしゃるとおり、情報化と言っても住民のコンセンサスを得る経過、流れは非常に重要かと思えます。負担の問題という話題もありましたので、30ページの内容を説明させていただきますと、特に市が情報化について、テレビに対しまして何ら措置しないとなれば、どのような流れになるか簡単に言いますと、今、共聴組合では毎月数

百円程度の負担でテレビを見ているという状況かと思えます。平成23年7月には、今出ているアナログ波が止まります。ただ、当日急にアナログ波が止まってデジタルが発信されるわけではなくて、一定期間両方出ているので、その期間にデジタルに移行してほしいということになるかと思えます。共聴組合にとって、デジタル化についての対応ということになるわけですけれども、16年度事業で調査をしたところ、ほとんどの施設で老朽化が進んでいる状況がございます。次に、今の受信点でデジタル波も受信できれば、機械の更新をすることと、それに併せて老朽化が相当進んでいるという状況もありますので、配線等も見直すのかどうかというような議論が出てくるかと思えます。このように、現在の受信点で受信できるということであれば、37ページに16年度の資料がございますが、その当時の調査では機械の改修だけになりますが、それでも500万から840万という開きがございます。ただ、このような負担をすれば、新たにデジタル放送を見ることができるということになります。ただし、それは各組合さんで負担していただくことになります。一方、電波の質や送信出力が変わりますので、現在の受信点で受信できないということも想定されております。そうしますと、受信点自体を変えなくてはいけないということになります。受信点を変えるということは、今まであった機械と新たに設置するアンテナを結ぶ光ケーブルを新たに敷設しないといけないことが想定されます。その費用が、これも16年度の調査の資料ですけれど、400万程度のところもあれば5,000万近く掛かるところもあり、非常に地域によって差があります。こういった費用を組合さんで負担し改修するということであれば、デジタル化も可能となります。あくまでテレビの問題ということになりますと、情報化というよりも現状復帰という意味合いもございまして、組合さんが負担、ただ、市としてそれを支援するという方策がないわけではありませんが、原則は事業主体である組合さんが負担するということになるかと思えます。では、ケーブルテレビを導入したらどうかということになりますと、今の説明の中では、民設が非常に難しい状況がありますので、公設ということで各地域にケーブルを引くというのは税金で賄うことになろうかと思えます。ただ、個人の負担という視点から言えば、要は外の電柱にケーブルが張られ、そこから各世帯に引き込む費用というのは、通例ですと各世帯が負担することになりますので、その金額が資料の27ページになりますが、加入金、あるいは引込工事費、宅内工事費というのが、各事業者によって差はあるものの、こういった一時負担が強いられるということと、ケーブルテレビというのは毎月利用料が掛かりますので、安いところで1,575円という費用が毎月の負担としてずっと継続されることになります。ただ、共聴においても、この額には至らないものの毎月の負担があるということ、それから、いろいろ聞きますと、共聴組合の運営、施設の管理からは開放されるというメリットはあるかと思えます。それから、先程言いましたように、既存の共聴施設の撤去費というお話もありましたが、それについては38ページでございます。例えば、NHK共聴であれば、全て組合さんが負担して作っているのではなくて、幹線の部分がNHK、支線の部分が組合ということで、その組合の部分についてやはり撤去する費用が掛かることになります。ただ、ケーブルテレビへの移行に関しては、急に変わるのではなく一定期間の猶予期間がありますので、その間に順次切り替えて2011年7月を迎えるということが想定されると思えます。以上

です。

委員

ありがとうございました。テレビ共同受信施設改修に関する試算というのがありますけれども、受信可の場合は最低500万円掛かるということ、それから受信不可の場合は、新たな共同受信点等の構築に多額の費用が必要というのは、どういうことでしょうか。

事務局長

36ページをご覧くださいと分かる通り、今の受信点で見ることができるのであれば施設の改修でいいけれど、受信ができないということでありまして、例えば山の高いところに新たにアンテナを作るということ、そこから光ケーブルを引かないと電波がテレビに到達しないものですから、光ケーブルを敷設する経費ということで、36ページの真ん中辺りにあります光ケーブル敷設費という経費が非常に掛かります。今の地点で受信できるのであれば、この部分が不要になるということでございます。

委員長

よろしいでしょうか。他に意見はございますか。

委員

例えば、今回の地上波デジタルに対応する問題、テレビが2011年から見られなくなるということで、何らかの対応をしなければならないというお話は確かにあります。ただし、このことだけについて議論するというのは、例えば20年前からやってきた暮らし、10年前からやってきた暮らしを、これからも10年先、20年先も続けていくための話し合いになってしまうわけですけれども、決して今、これまでできたことを進めていくための話し合いをしているわけではありません。あくまで情報インフラというのは、全く別個で考えるべきもので、例えば、明日から水道が出なくなるということであれば、水道を明日からどうやったら使えるかということをお話し合えばいい、テレビが明日から見られなくなるのであれば、新しいテレビをどうしようかということをお話し合えばいい、それだけの話し合いであればケーブルテレビは必要ないと思いますし、共聴施設の改修だけで全く問題ないと思います。ただし、今議論している情報化というものについては、電話に例えて考えていただきたいのですが、今電話がないという家はほとんどないと思います。けれど、これは何十年も前になると、私は生まれたときから一家に一台はあるという時代の人間ですけれども、もっと昔は例えば集落に一つしか電話機がない、それを借りればいい、では電話を入れるのであればお金がいくら掛かるのか、税金がこれだけ掛かるんだということになってしまいますが、今時代が各家庭に一つ電話があることが前提となる世の中で、電話は自分たちには関係ないからいらない、来年も再来年も電話はなくてもいいじゃないか、しばらくは考えなくてもいいという形で進めてしまって果たしていいのだろうか、世の中電話があることが前提で、電話がない暮らしというのを想像していただきたいと思います。例えば、お金の話は難しくよく分かりませんが、それでも合併特例債を使って何十億というお金を掛けることは確かですけれども、何れどうしても必要となったときに、あと5年、10年考えて様子を見てみようと言っている間に、合併特例債がいつまでも使えるものではない、5年、10年先に情報化をしたくてもできない時代がやってきてしまうことの方が怖いと思います。ケーブルテレビも、確かに一件あたり何万というお金が掛かることは、もちろん大きな問題かもしれませんが、どうしても情報化が必要なのに、インフラを引いてくれと言ってもできないようになってしまっただけでは遅いなということがありますので、目先のことばかりに捉われずに、もう少しそういったことも踏まえて話し

合いがされるといいのではないかと思います。

委員

今地デジに移行するについての具体的な費用負担だとかいうことを、まだ私はここで議論を避けたいと思います。まずは情報基盤の整備、それが今やろうとしている本来の目的だと思うから、そこまであまり触れたくないですけど、今委員長から共聴組合としてはどんな体制かというようなお話があったものですから、将来どうしても避けて通れない問題ですね。ただし、それは、今は具体的な費用の問題よりも、情報基盤の整備が、ケーブルテレビの受信がどうだとか、というようなことがまず優先議論されるべきだと思いますよ。何れ避けて通れない問題だから、改修費用などのページも何箇所か載せておられるので、そういうことを少しずつ咀嚼^{そしやく}していきたいという気持ちです。個人ではないのだから、共聴組合というのは団体の組織だから、その中でも具体的なことに触れて説明していかないと、仕事が将来大変だと思います。

委員長

さん、何かありますか。

委員

今、委員からも話がありましたけれど、今整備しておかないと後から整備しようと思ってもできないということは見逃せないということが一つ、それから、放送と通信は分けるべきだということですが、このところは放送と通信は融合で考えるべきだと思います。その理由としては、放送については地デジということで、今よくCMでも少しずつ話題にはなっております。ただ、通信は、インターネットも利用については世代間でかなり差があり、必要ないという方も多いのですが、今の使われている世代の比率がそのまま移行するのではなくて、将来的には使われる方がかなり多くなってくると思います。使う世代、使わない世代という分け方ではなくて、使う人使わない人というのはかなり入り乱れてくると私は思います。そういう意味で、今大きな基盤整備をしておくべきなのかなということで、少しざっぱな言い方もかもしれませんが、一度にやるべきなのかなと思います。そういうチャンスを活かすべきなのかなということで、融合という意見を私は考えます。以上です。

委員長

さん、何かありますか。

委員

先程の説明で、4章、5章のところから最終的に全ての住民が等しくIT化の利便を享受できる情報化と、高齢者にもやさしい情報化ということでまとめてありますよね。これは、みんなが使えるなければいけないということが一番ここに大きく出ていると思います。本当にみんなが必要としているのか、実際にすぐに使えるものなのか、説明はあったけれども、それがどんな状況で使えていくのか、ということをもっともっと具体的に知りたいなと思います。放送と通信に関しては、私は一緒にいいと思っています。ちょっと違う話なのかもしれませんが、第二東名が進んでいくということで、インターができて、この新城は5年、10年経つと変わるじゃないかなとすごく思います。10年先、20年先には、もっともっと情報量が必要となってくるときが来るだろうと思います。だから、みんなが使えるようなものにしていくということが必要だと思っています。

委員長

さん、何かありますか。

委員

先程からの融合というのは、この委員会としてはいいのかなと思いますけれども、ただ、現実問題としては先程さんが申していたように、共聴組合の方々のこれからをどうしていくのかなということです。高齢の方が組合にはかなり多いものですから、

何れは時代が変わっていくわけですがけれども、実際今その整備の説明をしようとすると、高齢の方を対象に説明していかなければならないというのが現状です。従って、テレビの問題をどうするのかということだけで、通信のこの話まではなかなかいかないのかなというのが現実ではないのかなと思います。委員の立場としては、両方整備していくのが一番いいのかなと私は思います。内情は、心配しているけれども、

事務局長 委員長、よろしいですか。インターネットの話が話題に出ていましたので、これは平成18年1月に総務省が通信事業動向調査というのをしております。全国で6,400世帯の構成員を対象に行ったということで、この中で世代別にインターネットの利用率が示されております。左側が平成16年末、右側が17年末で、全トータルで、平成16年末で69.4%、平成17年末で74.9%の利用率になっております。例えば、50代は65.8%から75.3%へ伸びております。現在、70代、80代の方にパソコンの利用というのは、必要性という面においてなかなか理解されない。ただ、今40代、50代の方が60、70になるということも、やはり情報化の方向性を検討する上では大切なことかと思えます。新城の状況を見ますと、17年の住民意向調査の結果で、全体の78%がインターネットを知っている、ただ、知っているという人の中で46%の人しか利用していない、これをちょっと掛け合わせますと30数%の人が利用しているという結果となっております。これだけの情報格差があるということは、なかなか実感できないと思いますが、インターネットに関してこういう状況も考えなくてはいけないということで、資料はお配りしてありませんが、総務省のホームページを見れば載っておりますので、参考までに説明させていただきました。

委員 お話を聞いていますと、市役所の方はかたくなにケーブルテレビを推進するように受け止められます。なぜそこまでかたくなになるのかなと思いますけど。ただ、NHKの共聴に関しては、NHKとの交渉とかもあるんですよね。もしかケーブルが民営ですと、多分料金が値上がっても、拒否することはできないということもありますよね。それに、予算規模が、ケーブルとアンテナを直すのにかなりの開きがあるので、共聴も選択肢として残したほうがいいのではないかと思います。

事務局長 ケーブルにかたくなにというつもりはありませんが。

委員 子供がおもちゃを欲しがるといいたいな。

事務局長 ケーブルというよりも、基本的な考え方のベースにあるのが、第4章の25ページにあります目標の部分で、最初に情報格差の是正という視点を第一にという考え方、要は、現在、先程もインターネットの状況もありましたけれども、今新城が考えなくてはいけないのは、高齢社会に住んでいるとなかなか情報についてのメリットというのが肌を感じないわけですがけれども、都市部においてはそれを十分享受している。知らないうちに、情報格差がどんどんどんどん拡大している状況があります。という意味で、これは情報格差の是正ということを考えるべきではないかということが、まず第一にあります。

委員 私が考えるには、情報格差は立前としてはいいです。ただ、私は作ることが目的ではなくて、健全に運営されることが大切で、市の許容範囲内で運営されることが優先かな、という前向きな意見です。

事務局長 そうしますと、情報化についてはいい。ケーブルテレビのメリットは分かるものの、や

はり建設、運営の費用の面において、本当に新城の身の丈と言いましょか、それについての疑義があって、整備についてはなかなかというご意見でしょうか。

委員

簡単に言えば、費用対効果ですね。それを考えていただきたい。

事務局長

ケーブルテレビを入れると、どれだけ経済効果があるかということについては、なかなか問題があって事務レベルでは算定が難しいということで、考えてはみたものの、算定ができないということは申し上げておきます。

副委員長

今話を聞いておますと、放送系と情報系をどうするかというのは、自分も同時に整備していけばいいのかなと思います。4章について4.4のところ、環境の情報化から始まっているいろいろなシステムの話をしていただきましたよね。すごいと思うけど、それ以上のことはないという感じがしました。例えば、ケーブルテレビのほうで民間の2社の話がありましたが、こういったいろいろなシステムを一個一個作っていったらいいじゃないかというときに、具体的なシステムを導入する際に、指針を作って民間あるいはNPOが参入できるというものを出しておいてもいいのかなという気がします。例えば、健康・医療情報システムについて市として全てを行えるものではなく、民間のお医者さんや医師会は公共ではないわけだから、開放するにはルールを作らなければ開放できない。そういうことを考えてみると、NPOや民間においても、映像系も情報系について同じようなことができるのではないかとこの考え方を、この情報化計画で示してもいいのかなと思いました。二つ目は、4章のところ、新市まちづくり計画で「～人と自然が織りなす～笑顔・活力創造都市」というテーマを考えたときに、ここに出てきているものが、こういうことができますよ、家にデジタルテレビが来ますよといったときに、さっき委員が言われたように、年配の方にはこれをメリットとして受け入れることが難しいんですよ。笑顔を作りたいのであれば、人が集まることを考えたほうがいいと思います。全ての情報化ができますよということは、一見元気そうに見えますが、そうではなく、例えば情報系は入らないという高齢者の方が、ある場所に行けばそういうことができる、例えば市役所まで来なくても、作手の端でも鳳来の端でもこういうことができるという方向にもっていけますよということ。だから、今後の市の行政の方向性として、行政の全てをこの市役所で行うのではなく、情報化を整備することで鳳来の何々地区などの出先でできるような仕組みができます。だから、そういうところへ来ていただくだけで、ここと同じことができるようになりますよというような発想でいかないと、何かここに書いてあるシステムは、お年寄りの世代では分からないし、若い世代の方も魅力を感じない、魅力を感じていかないと、別に整備しなくても影響ないということになっていくのかなという心配を感ずます。先程の「笑顔」をキーワードにさせていただいて、みんなが笑顔でいられるような施設ができるといいのかなと思いました。今、具体策はないですが、以上です。

委員

インターネットというのは、パソコンに向かってキーボードをたたくというイメージにどうしてもなってしまうのですが、決してインターネットとはそういうものではない。確かにパソコンを使ってインターネットに接続しても、ホームページを見るというのはあくまで使い方の一つに過ぎないのであって、例えば、今後、使う人はインターネットであることを意識しないまま接続するというケースが大多数になる可能性がある。例えば、電気ポットをインターネットに接続しておけば、電気ポットを使っているのか使ってい

ないので安否が分かるか、冷蔵庫がインターネットにつながっているので、中身が減ってきたら自動的に必要なものを業者が持って来てくれるというサービスを受けられるか、遠隔医療であれば、地元のお医者さんでは手に負えないことがあったとしても、大学病院と接続した状態で、先生に診てもらいながら、「こういう状況なんですけど。」という話がリアルタイムでできる。決してパソコンに向かうことだけがインターネットということで考えていると、本当にパソコンに向かって使うかという誰も使わなくなると思うので、そうではなくて、あくまで電気のコンセントのようなイメージで考えるべきかと思います。

委員長

いろいろご意見が出ましたが、WEBサービスでできることと、実際にシステムを運用するのにコストが掛かることと混在しているため、もっと分かりやすく砕いていかなくてはいけない。実際には、さっき 委員から出た家庭で使っている電話というのが、全国の世帯の10%に普及するのに75年掛かっているのです。パソコンが、大体5年くらいですかね。携帯電話に至っては、もっと早いですね。過去に、皆さんも経験あると思いますけど、パソコンにする？ワープロにする？という時代があったと思います。俺はパソコンだよ、俺はワープロだよ、今は逆にワープロを使っている人はいませんよね。ほとんどが、パソコンの一部の機能としてワープロを使っている。メディアミックスという言葉がありまして、将来通信と放送が融合してくる可能性が高いと思います。ここでもし分けてやってしまった場合に、要は山間部の方々はテレビは見えるけど、えっ、テレビなんかまだ見てるの？という時代が来るかもしれない。今の生活を基準に考えるのではなく、30年50年先も見なくてはならないと思います。確かにお金の問題もあるとは思いますが、ここで機を逸してしまうと、恐らく新城市は情報格差の是正は困難になるということが予測されます。 委員も、基本的には情報格差をなくすということは賛成だということですので、皆さん意見を採りたいのですが、放送と通信は融合で基盤整備を進めるといことでよろしいでしょうか。

委員

今、まだ判断できるかどうか分からないような気がします。

委員長

それは、何が根拠ですか。

委員

放送と通信の融合ということは、具体的には共聴とケーブルを…。

委員長

いや、まだ具体的な方法ではないです。具体的方法ではなくて、基盤整備ということに関しては、放送と通信を融合して考えていくべきかどうかということです。

委員

ということは、要はケーブルを通すということですよ。

委員長

いや、まだそこまで言ってないです。

委員

どの辺までの範囲なのか、ちょっと分かりません。

委員長

ちょっと議論が早かったものですから、放送と通信を融合して考えていくべきか結論を得た上で、3つのパターンがありました整備手法について検討していければいいと考えております。いかがでしょうか。

委員

もちろん、これから放送と通信も一緒になってくるとは思いますけど、それを今採決する必要はあるのかなと思います。

委員長

分離して考えるのだったら、集まる必要がない。委員会の前提が失われるものから、一度そこを確認して先へ進もうかということです。

委員

概念上の採決ですか。

委員長 概念上の採決というか、実質的な採決ですけど。

委員 よく分からんな。方法も含めてですか。

委員長 方法は含めずに、基盤整備ということ。その意味では概念上ですね。

委員 では、それを採決する必要って何でしょうか。

委員長 放送と通信を融合して考えていくことが前提と考えていましたが、別々で検討すべきという意見があるので、どちらがいいだろうと皆さんに伺ったら、ほとんどの方が融合で考えていきたいと思いますということでしたので、それでよろしいかということです。それで、方法をもう一回皆さんのご意見を聞いて進めていくのが一番具体的かなと、逆に、委員が言ったように、市がCATVばかりに走っている感じがするという部分も払拭できると思います。

委員 皆さん、ご納得いただければ私はいいですけど。

委員長 皆さん、よろしいでしょうか。放送と通信を融合でということによろしければ、拍手をお願いいたします。

各委員 (拍手)

委員長 ありがとうございます。それでは、放送と通信を融合ということで考えさせていただきます。それで、今度方法についてですが、いくつかの手法が以前に示されております。庁内検討会の資料の中に、パターン1(CATV)、パターン2(ADSL+共聴)、パターン3(FWA+共聴)が20ページから22ページにあります。これについて、ご意見をいただきたいのですが、今日、たまたま示されたのが、パターン1のCATVの公設民営という形が示されました。これについて、事務局から簡単に説明をお願いします。

事務局長 放送系と通信系を併せて考えるということになりますと、資料19ページにありますように3つのパターンがあります。ケーブルテレビで放送系と通信系を併せて両方をやるのか、いや、放送系は共聴の改修、それとは別に通信系を別に考えるのかという3つの組み合わせが考えられます。20ページから22ページにかけて、それぞれのパターンの概要、特徴が比較されております。放送系の機能を例にとってみても、ケーブルテレビは行政放送がメリットとして挙げられますが、パターン2、パターン3で言えば共聴施設の改修ということですので現状と変わらず、この地域で独自の自主チャンネルを持つという手法はないということになるかと思えます。このように、各基盤の特徴が整理されておりますが、例えば、地域情報の提供の基盤活用について、やはり、共聴施設はあくまで現状維持の施設であり地域情報はできないこととなります。また、ADSLは、今の位置づけですと光ファイバーに移行するための暫定的な措置という位置づけがされております。新たな投資という視点も含めまして、なかなか が付かないという状況にあります。その点、FWAというのは、無線を使ったインターネットというような面で、CATVに比較してコスト的には安いというメリットはあるものの、やはり無線ですのでセキュリティの面で指摘されているという状況でございます。ただ、コストの問題は、ケーブルテレビを建設する、あるいは運営する費用というのは、他のADSLなりFWAに比べますと、あまりに違いすぎる、金額を含めメリット、デメリットで比較するというのは困難ではないかと考えられます。ただ、内容的にケーブルテレビのメリットが感じられるということになると、じゃあどういふ検討をするのか、比較をしても金額等を比較するレベルでもないものですから、第一義的に

はケーブルテレビを実際に導入することが可能かどうかという視点に絞って考えていくのが合理的かなという意味で、先程 委員から指摘のありましたケーブルテレビありきではなくて、実際に有効であると思われるケーブルテレビの実現についての検討という趣旨で、建設コストなり運営コスト、または住民負担ということを説明しております。ケーブルテレビばかりではないかと言われますけれども、あくまでありきということではなくて、これが実際実現が無理だということであれば次の選択肢を考えることとなりますが、先程言ったメリッ的なものは相当捨てなければいけません。このような、段階的な検討ということが事務局の趣旨でございまして、ケーブルテレビありきというようなつもりはありません。以上です。

委員長 このパターン1、パターン2、パターン3について、ご意見、ご質問ございますか。
委員 金額的なことはまだ分からないのですが、共聴改修とケーブルをやるというパターンではだめなのでしょうか。

事務局長 共聴の改修とケーブルテレビというパターンですけれども、共聴をやって補完的にケーブルというよりも、ケーブルを整備するが実際にケーブルに入らない組合については共聴で対応するという考え方になるかと思えます。しかしながら、市として情報格差という目的で税金を投入するということでケーブルを整備する一方、共聴をやるということについて、例えば、市がそれを支援するということになりますと、市の施策として矛盾することが考えられます。市がケーブルを整備しても、最終的に加入する、しないというのは共聴組合の判断になりますので、結果として並存するということはあり得るかもしれませんが。ただ、両方に税金を投入する、要はケーブルを整備し、共聴を改修したところには支援をするというようなことは、やはり施策としてはなかなか選択できないと思います。ただ、これは実際に事業実施の問題なものですから、ここで明確な発言はできないわけですが、そういう意味で今言った選択肢というのは、ここに載せてございません。

委員長 建設コストの比較というのを見ていただけますか。これで言うと、ADSL + 共聴、あるいはFWA + 共聴の場合の500万～4,800万というところ、これは組合さん自身が負担するということですね。

事務局長 そういうことです。もう一点、先程のご質問で、ケーブルと共聴という組み合わせを実際情報格差の是正という観点で考えた場合に、要は、採算がとれる中心部だけはケーブルを引いて、郊外については共聴で対応ということになりますと、やはり基本に戻りますが、情報化を考える上では市民が平等の情報化ということから離れてしまうという観がありますので、その選択肢は、逆に住民のコンセンサスが得られにくいかなという気もしております。以上です。

委員長 他に何かご意見はありますか。

委員長 そうなりますと、例えばADSLとFWAだと、これから流通する情報が多くなっていけば、対応がきかなくなるという可能性がありますね。それを考えて、山間部を考えると、パターン1しかないのかなと、ただ、パターン1にした場合に、コストが非常に掛かるという不安は当然あると思いますね。そういう中で、我々の委員会は一応市長への計画案の提出ということまでですので、この選択肢の中でベストなのは、僕の意見ですが、CATVで民営化なら大体採算がとんとんだらうということですので、新城市

の場合は、公設民営の形で運営していくのが、全ての新城市民が同じ情報を得られる環境を作るのにはいいのかなという感じがしますが、皆さんはいかがでしょう。

委員

委員の言われることは、選択の可能性を確保するという意味ですごく大事なことだと思いますね。選べるということは、本当に大事なことだと思います。そういう意味で、委員の言うことは正しいと思います。今までの議論で私が考えると、多様性を用意するということを、できれば採用していきたいと思っています。確かにCATVということは、視察をしてきたり話をしている中で大切なことだと思いますけれども、市へ案を出すということだけが仕事ならば、これしかないということは僕たちは言うべきではないと思います。選択する余地を残すとすれば、できることなのかなと思います。ただ、それには、我々は市民ですので、そういうところは考えて補足して説明してくださいということは、いろいろ意見が出ていますので、それを付け加えることでしかないのかなと思います。

委員長

さんどうぞ。

委員

選択肢ということも必要なかもしれませんが、仮にADSLと共聴という結論を出したとしますよね。僕は、つい最近引越しをしたのでいいのですけど、去年は川田に住んでまして、ADSLが使えない地域です。未だにダイヤルアップでインターネットに接続するという状況は、他の地域の人間にすれば笑い話です。月に10万出すからインターネットをつないでくれと言ってもつなげない地域に住んでいる、というのはあり得ません。こんな状況が続くなら新城を出て行くというのが本当の気持ちで、結果として引越しをして、かろうじてインターネットが、それでも情けないスピードですけどつながるところに来たので、まだましですが、でも本当にそういう人たちがいっぱいいます。はっきり言って、そうなってしまうと、選択どころかやりたくもやれないということが、それこそ先程の情報格差ということになってまいりますので、ケーブルテレビしかないようなことですが、実際他の選択肢で解決できるものは何もないと思います。例えば、FWAだのADSLだのということであれば、今更会議の必要はないことだと思いますし、少なくとも望んだ人が全てブロードバンドでインターネットに接続できる環境にするということが大事なのではないのかなと思います。

委員長

その他、ご意見はありますか。先程、事務局からの説明で、4章の様々なサービスというのは、恐らく基本的には光での情報基盤ができた上でのサービスだと思います。その辺りのことは、ちょっと時間が押していますので、次回、それぞれのパターンでした場合にどうなるということで計画案を考えていただければと思います。

事務局

今日につきましては、アプリケーションから情報基盤まで説明するというので、4章のアプリケーションについて説明させていただきました。その後、48ページから52ページがアプリケーションの説明になります。情報基盤の5章につきましては、34ページから47ページは、これはまだ未定稿でございます。48ページを開いていただいて、簡単に説明させていただきます。別綴りの資料で、「地域情報化におけるアプリケーション」を見ていただきたいのですが、ここに書いてありますのは、住民意向調査、これは、北設楽郡も含めて全戸を対象に行ったアンケート調査で、どういうものを実現したいかというものです。2枚めくっていただきますと、住民が求めているサービスを多い順に、保健・医療・福祉、教育、産業・観光、住民生活・コミュニティ・防災、行政・

広報のそれぞれの分野ごとにまとめてございます。次のページをご覧くださいますと、自治体で多く使われる公共ネットワークアプリケーションということで、これは、総務省が、平成10年から13年に地域イントラネット基盤施設整備事業を実施した団体を対象に、各自治体どんなアプリケーションを使っているかということ調査の結果でございます。下のほうにありますアプリケーション導入の効果とありますが、これは、このようなアプリケーションを導入したら、こんな効果があったということが、以降、各システムごとに記載されています。この調査結果と庁内検討会で示されているアプリケーションを踏まえまして、48ページ以降にかけて、今後具体的な情報システムを考えていくこととなります。以上です。

委員長
事務局長

それでは、その他についてお願いします。

先程のお話の中で、選択の可能性を残すということで、若干私の説明の中で最後に言いましたけれども、ケーブルをやるという場合に、強制的に各世帯までつなぐということではなく、町の中を例えばCATVの網を整備するものの、実際に入る、入らないというのは、あくまで最終的には住民の判断により選択することになりますので、念のためにお話させていただきます。

それで、その他でございますが、お手元に総務文教委員会行政視察という資料をお配りさせていただきました。これは、新城市議会の総務文教委員会が視察に行った中で、ケーブルテレビ事業を島根県浜田市で行っていて、その視察の状況がまとめてございます。またご覧いただければいいですけれども、最後のページにございますように、新城に似た地方都市ということで、新城が今模索の状況であるにも係わらず、ここは第三セクターの事業主体というようなことに非常に意欲を感じたというようなこともありますし、CATV等のインフラ整備の必要性も感じたということでございます。最後のほうには、CATVについて新城市においても早急な整備を望みたいというような所感が述べられております。参考までにお配りさせていただきましたので、またご覧いただきたいと思います。

あと、次回の日程でございますが、通例でありますと第二火曜日ということでありますけれども、10月は第二月曜日が体育の日で休みということもございますので、10月12日(木)の午後5時30分ということでいかがでしょうか。

全委員
委員長

(了承)

最後に、私は職業柄、学校に勤めておりまして、新城の情報基盤で何が一番必要かということ、もちろんいろいろなパターンがあると思いますが、考えてきていただいて、より活性化した議論ができればと思います。できれば、そうじゃなくてこういうプランもあるじゃないかということを示唆していただければありがたいと思います。今日は、遅くまでありがとうございました。

[午後7時45分閉会]